

公 告

令和8年4月14日

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）都市再開発の方針の決定について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び広島市都市計画公聴会開催要領第4条の規定により、次のとおり、この都市計画の素案を閲覧に供するとともに、公聴会を開催します。

広島市長 松井 一實

1 都市計画素案の種類

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）都市再開発の方針の決定

2 都市計画の素案の閲覧場所

- | | |
|------------------------|----------------|
| (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 | 広島市都市整備局都市計画課 |
| (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号 | 中区役所建設部建築課 |
| (3) 広島市東区東蟹屋町9番38号 | 東区役所建設部建築課 |
| (4) 広島市南区皆実町一丁目5番44号 | 南区役所建設部建築課 |
| (5) 広島市西区福島町二丁目2番1号 | 西区役所建設部建築課 |
| (6) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号 | 安佐南区役所農林建設部建築課 |
| (7) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号 | 安佐北区役所農林建設部建築課 |
| (8) 広島市安芸区船越南三丁目4番36号 | 安芸区役所農林建設部建築課 |
| (9) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号 | 佐伯区役所農林建設部建築課 |

3 閲覧期間

令和8年4月14日（火）から令和8年4月30日（木）まで

4 公聴会開催の日時及び場所

日時 令和8年5月27日（水）午後2時から午後4時まで

場所 JMSアステールプラザ 中ホール（中区加古町4番17号）

※ 一般の方の傍聴を受け付けます。

※ 他市町分の公聴会（広島県主催）も併せて開催されます。

5 公述の申出方法等

(1) 公述の申出方法

都市計画素案について、公聴会に出席して意見を述べる（以下「公述」という。）ができます。公聴会に出席して意見を述べるができる者（以下「公述人」という。）は、原則として本市に住所を有する者です。（法人も対象）

公述を行おうとする者は、①氏名、住所及び電話番号②述べようとする意見の要旨及びその理由（400字以内）等を記載した書面（以下「公述申出書」という。）を広島市長（〒730-8586 広島市都市整備局都市計画課）へ提出してください。

(2) 公述申出書の提出期間

令和8年4月14日（火）から令和8年4月30日（木）まで（郵送の場合は、令和8年4月30日（木）までの消印のあるものを有効とします。）

6 公述人の選定等

市長は、前記5の書面を提出した者のうちから、公聴会において公述する者を選定し、選定の結果を通知します。

7 公聴会開催の中止等

公述申出書の提出期間内に公述の申出がない場合、公聴会を中止します。また、公述の申出が少ない場合には、公聴会の開催時間を短縮します。

8 公聴会等に関する問い合わせ先

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

都市整備局都市計画課（電話（082）504-2268）